放射線測定委員会規程

平成25 年4 月1 日制定

令和2年5月24日改定

第1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人鳥取県診療放射線技師会（以下「本会」という）定款第4 条第5号及び6 号に基づく医療施設の放射線管理に関する調査、研究及び施設漏洩線量測定事業を行い、県民の放射線被ばく低減及び安全を確保することを目的とする。

第2 章 事務局と委員

（事務局）

第2 条 事務局は本委員会委員長が設ける。

（事務及び報酬等）

第3 条 測定事業に関する事務、会計は測定委員会事務局に委ねる。

2 測定委員会事務局は、本会会計年度末までに年度決算及び事業報告書を作成し、本会へ提出しなければならない。

（測定者および測定方法）

第4 条 測定委員（測定者）は本会に所属し理事会で認められた者とする。

２ 測定方法に関しては、本会の作成したマニュアルに従って測定する。

（委員の任期）

第5 条 委員の任期は２年とする。但し、再任は妨げない。

（運営）

第6 条 測定に関する問い合わせ、依頼等に関する応答は、全て放射線測定委員会事務局が担当する。

第3 章 事業内容

（施設漏洩線量測定事業）

第7 条 施設漏洩線量測定事業は、次の要領で行う。

（１）測定対象は本会会員施設に限る。

（２）本会会員から測定依頼があった場合、事務局は測定担当者並びに依頼者と協議し、日程を調整する。

（３）前項の調整は電話およびメールで行う。

（４）測定結果報告書（様式２）は速やかに放射線測定委員長が作成し、測定料金請求書と共に適合シールを添付し依頼施設へ送付する。

（５）漏洩線量が法に定める規定値を超える場合は、依頼施設へその旨を報告し、適切な対応を促す。

（６）測定に関する費用は、基本料金18,000 円とし１装置5,000 円を加算する。

（調査・研究）

第8 条 放射線測定委員会は必要に応じて会合を持ち調査、研究を行い測定事業管理票の作成を行なう。

（行政との連携）

第9 条 放射線測定委員会事務局は必要に応じて行政に連絡を取り指導を受ける。

（測定装置の貸出）

第10 条 測定装置貸出業務は次の要領で行う。

（１）放射線測定委員会事務局は、本会会員から測定装置の貸出依頼があった場合、日程を調整し貸出を行う。

（２）測定装置を貸出す場合は、貸出・返却時に管理台帳に必要事項を記載し適切に運用管理すること。

　 （３）貸出料金は、1貸出しにつき5,000円とする。

第4 章 管理業務

（保管管理）

第11 条 測定装置および備品の保管は東部、中部及び西部の指定された施設とする。

２ 使用する場合は、管理台帳に必要事項を記載すること。

３ 校正は2 年に1 回以上行うこと。

４ 破損した場合は、責任度合いにより請求することとする。

第5 章 雑 則

（規程の改廃）

第12 条 本規程の改廃は、総会の決議によるものとする。

（委任）

第13 条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106 条第1 項に定める一般法人設立

の登記の日から施行する。